

春の引っ越しシーズンに合わせ

3月25日(日) 日曜窓口開設



平日は忙しくて手続きができない方は、ぜひご利用ください。

■開設時間

8:30~17:15

■開設場所

員弁庁舎 総合窓口課

■取り扱う業務

- ・転入・転出・転居の手続き
- ・上記に伴う簡易な申請・届出の受理
- ・戸籍・住民票・転出証明書等の発行
- ・税・保険料・上下水道料金の納付

問北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334

[平成19年度] 固定資産の縦覧のお知らせ

固定資産課税台帳をもとに作成された土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地または、家屋の価格をご覧いただくことができます。

記載内容	土地価格等縦覧帳簿…所在・地番・地目・地積・価格 家屋価格等縦覧帳簿…所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
期間	4月2日(月)~5月1日(火)(※閉庁日を除く)
閲覧できる方	土地価格等縦覧帳簿…市内に土地を所有し、固定資産税を納税している方 家屋価格等縦覧帳簿…市内に家屋を所有し、固定資産税を納税している方
場所	員弁庁舎 課税課 ※員弁庁舎以外では縦覧できません。



バイク・軽四輪等の廃車・名義変更の手続きは3月中に

軽自動車税は、4月1日現在でバイクやスクーター、軽四輪、トラクターなどの車両を登録している方に課税されます。このため、**4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをしても、軽自動車税は課税されることになります。**

今後、使用する見込みのない車両をお持ちの方や処分（解体等）、盗難などにより車両がない方は廃車手続きを、また、車両を譲渡された方は名義変更の手続きをしてください。

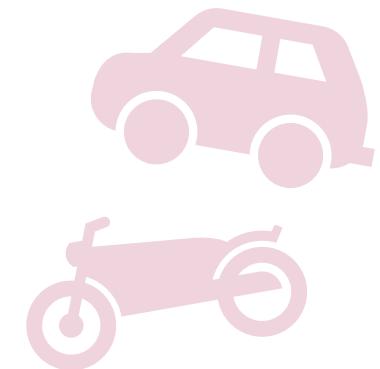
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー

印鑑、ナンバープレートと標識交付証明書を持って、各庁舎総合窓口課または、員弁庁舎課税課へお越しください。

軽自動車、軽二輪、二輪の小型自動車

手続き、必要書類等、詳しくは次の機関へおたずねください。

軽四輪 (660cc以下のもの)	最寄りの軽自動車検査協会 T 059-234-8431 (三重県)
軽二輪 (125ccを超えるもの)	最寄りの軽自動車協会 T 059-234-8611 (三重県)
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	最寄りの運輸支局 T 050-5540-2055 (三重県)



問員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859